

22. 協会規約細則

No.1

◆登録規程

1. 本協会に加入希望チームは、年度毎に登録しなければならない。
2. 登録手続は、本協会の登録申込書に所定事項を記入し、登録料・個人会費を添えて協会事務所に提出する。前年度登録チームには、事前に協会事務局から連絡する。
3. 登録資格者は、安城市内に居住か在勤のいずれかに該当する者とする。
但し、市外者も登録を認め本年度から人数制限は廃止とする。
(チーム・個人登録の注意事項を参照のこと)
4. 選手の追加登録は、追加登録申込書に所定事項を記入し、個人会費を添えて協会事務所に提出する。追加登録の有効は、大会前の代表者会議以降とする。但し、年度初めは、特例を認めることができる。
5. 登録は、重複しない。(但し、壮年の部は、一般男子の部に登録できる)
6. 登録人員は、制限なしとする。
7. この規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。
付則 (1) この規程は、1979年(昭和54年)2月7日から適用する。 (2) 1985年(昭和60年)3月2日一部改正
(3) 1988年(昭和63年)2月6日一部改正 (4) 2009年(平成21年)2月1日一部改正
(5) 2017年(平成29年)1月10日一部改正 (6) 2020年(令和2年)3月7日一部改正

◆納入費用規程

1. 本協会に登録チームは、この規程に示す費用を納入する義務を負う。
2. 納入費用は、次のとおりとする。

(1) チーム登録料

No.	種 目	登 録 料
1	一般男子・女子・壮年・実年・シニア・ハイシニア	6,000円
2	レディース・エルダー・エルデスト	4,000円
3	小学生・中学生クラブ	4,000円

(2) 個人会費 (一人当たり)

No.	種 目	登 録 料
1	一般男子・女子・壮年・実年・シニア・ハイシニア	1,000円
2	レディース・エルダー・エルデスト	1,000円
3	小学生・中学生クラブ	300円

内訳：一般財団法人安城市スポーツ協会 500円 (小中学生250円)
安城市ソフトボール協会 500円 (小中学生 50円)

(3) 主催大会参加料

1	トーナメント大会	4,000円
2	リーグ戦 (安城リーグ)	12,000円

3. 県協会の登録料は次の通り

No.	種 目	チーム登録料	個人会費
1	実業団 (一般男子・一般女子)	26,000円	1,200円
2	クラブ (男子・女子)、教員	21,000円	1,200円
3	一般男子(ゴム)、壮年、実年、シニア、ハイシニア	16,000円	1,200円
4	レディース、エルダー、エルデスト	16,000円	1,200円
5	中学生 (クラブ男子・女子)	10,000円	300円
6	小学生 (クラブ男子・女子)	8,000円	200円

※個人追加登録料一人当たり1,500円 (小中学生500円)

4. 本協会がその目的達成のため、前項に示した以外の費用を必要とする場合は、理事会の議決を経てこれを納入する。
5. この規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。
付則 (1) この規程は、1979年(昭和54年)2月7日から適用する。
(2) 1982年(昭和57年)2月4日一部改正以降、2010年(平成22年)1月27日まで15回の一部改正をした。

◆審判服・記録服補助規程

No2

1. 本規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員・公式記録員の登録者で本協会に委嘱された者に、公式制服の補助に関する事項を決めたものである。
2. 補助は、本協会の予算内で実施する。
3. 補助の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 審判服・記録服の種類
 - ① 帽子 1個
 - ② 上着長袖 1個
 - ③ 上着短袖 1個
 - ④ ズボン 1個
 - ⑤ 備品
 - (2) 期間は、原則として2年間に各種類とも1回までとする。
 - (3) 補助金基準は、価格の2割以下とする。(但し、補助金予算内)
4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則

- (1) 本規程は、1979年(昭和54年)4月1日から適用する。
- (2) 審判服・記録服の希望者は、審判部・記録部に申し込みをする。
- (3) 1987年(昭和62年)2月6日一部改正
- (4) 2012年(平成24年)3月3日一部改正

◆弔事・見舞規程

区分	項目	対象	金品	適用
弔事	死亡	役員 審判員 記録員	1万円 生花一对 弔電	原則として役員代表が葬儀に参列する
見舞	病気	役員	5千円	入院(7日以上)
	怪我	役員 審判員 記録員	5千円	本協会が主催(主管)する大会中の怪我で入院
	家屋損壊等	役員 審判員 記録員	その都度	本協会の三役で被害規模に応じて金額を決定する

備考

- (1) 役員は、理事会メンバーを言う。
- (2) 支出は、本会計より行う。
- (3) 本規程の改廃は、理事会で決定する。
- (4) 昭和63年1月30日より実施する。
- (5) 平成2年2月3日一部改正
- (6) 平成20年1月26日一部改正
- (7) 平成22年1月17日一部改正
- (8) 令和3年1月31日一部改正
- (9) 令和4年1月31日一部改正し名称変更

◆賛助金規程

1. 本規程は、理事会メンバーの賛助金を決めたものである。
2. 賛助金は、一律2,000円とする。
3. 賛助金は、年度初めに会計に納付する。
4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則 (1) 本規程は、1984年(昭和59年)1月31日から適用する。

(2) 2022年(令和4年)1月31日に全面改正

◆旅費補助規程

1. 本規程は、旅費補助を決めたものである。
2. 支給対象は、理事会メンバーとする。
3. 愛知県ソフトボール協会西三河支部等が西三河地区で開催される場合は、旅費として500円を支給する。(安城市内は除く)
4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則 (1) 本規程は、2022年(令和4年)1月31日から適用する。

◆表彰規程

1. 本協会の振興発展に貢献し、その功績顕著なる者に対し、この規程の定めるところにより表彰を行う。
2. 表彰は、次の通り。
 - (1) 協会の役員等で勤続8年以上にして功績顕著なる者
 - (2) 協会所属の団体又は個人で5年以上にして功績顕著なる団体及び個人
 - (3) 協会代表として県大会等で優勝又はこれに準ずる成績を収めた団体
 - (4) 協会関係者以外でソフトボールの振興に尽力し、著しく功績を挙げた者
3. 表彰は、毎年定時総会にて行う。
4. 表彰選考委員会は、理事会を以てこれに当たる。
5. 被表彰者には表彰状及び記念品を贈呈する。

◆申し合わせ事項

1. 各会議には、欠席者は、委任状を提出すること。
2. 役員は、諸大会・諸会議に参画し協力すること。
3. 上部団体(安城市スポーツ協会・安城市体育協会)への役員派遣は、原則として理事長・事務局長とする。

1. 試合の準備と後始末について

- (1) 使用球場は、原則として安城市総合運動公園（デンソーブライトペガサススタジアムA・B）、和泉公園（A・B）、桜井中央公園とする。
- (2) 道具（巻尺、ライン引き、ベース、石灰など）は、デンソーブライトペガサススタジアムA・B、和泉公園（A・B）、桜井中央公園の器具庫に保管されている。
- (3) 全試合前、両チームは各3名にてライン引き、ベースなどを準備する。
- (4) 試合終了後は、両チームでグラウンド整備をすること。
- (5) 最終試合の両チームは、試合終了後、敗チームはグラウンドの整備をし、勝チームはベース、ライン引きなど道具の後片付けをする。自チームのベンチ内とグラウンド周辺を掃除する。
- (6) タバコの吸い殻、空かん、空びんなどゴミは、持ち帰りとする。

2. 用具と服装について

- (1) バット・ヘルメットの検査は、危険防止のため厳重に点検する。球に合った公認バットを使用すること
- (2) 危険防止のため守る注意事項
 - ① バットリングおよび素振り用の鉄棒は、球場内に持ち込みを禁止する。
 - ② 捕手は、スロート付きマスク・ヘルメット・ボディプロテクター・両足に膝当て付きレガーズを着用すること。
 - ③ 打者と走者は、両耳当てヘルメットを着用する。
 - ④ 靴は、運動靴またはポイント底靴のものを使用し、金属製スパイクは禁止する。
 - ⑤ 一塁ベースにダブルベース（オレンジベース付き）を使用する。
- (3) ユニフォームは、同一チームで同色・同意匠であること。（ストッキング・ソックス、アンダーシャツを含む）
 - ① ユニフォームナンバーは、背中と胸下に付ける。監督は 30、コーチは 31・32、主将は 10、他のプレイヤーは1から99までの番号とする。
 - ② 数字の大きさは、背中は15 cm以上、胸は6 cm～12 cmとする。
 - ③ チーム名の規制は、文字数、ソフトボールチームらしさ等を考慮すること。
- (4) 男子の帽子は、全員同色・同意匠であること。女子の帽子・バイザー・ヘッドバンドなどは、同色・同意匠のものを混用してもよく、無帽でもよい。
- (5) 試合球は、協会で準備し、公認ゴム3号ボールを使用する。
- (6) その他のルールは、その年度オフィシャルソフトボールルールによる。

3. 大会運営要項について

- (1) チーム、選手の登録は、正確に記入する。（別紙参照：チーム・個人登録の注意事項）
- (2) 代表者会議（組み合わせ抽選会）で説明や決定事項は、チーム全員に必ず徹底すること。無断欠席は、不戦敗とする。
- (3) 試合中のベンチは、組み合わせの若番チームを一塁側とする。
- (4) 試合開始予定時刻の30分前には9人以上球場に集合し準備運動をする。予定時刻になっても球場に来ないチームは棄権と見なし、次の大会の出場権を認めない。
- (5) 前の試合が早く終了した場合は、次の試合が予定時刻より早くできるように両チームとも早めに準備をしておくこと。
- (6) 打順表は、試合前に審判員へ4部提出する。（控欄にも控選手名を記入すること）
- (7) 不正選手【無登録選手】が出場した場合は没収試合とするし、次の大会の出場権を認めない。
- (8) 第1試合の審判は、球審、塁審とも公認審判員が当たる。第2試合からの塁審は、次のチームが担当すること。（1名は記録係）
 - ① トーナメント戦は、敗チームまたは棄権チームで4名出てこれに当たる。
 - ② リーグ戦は、前試合の両チームから2名ずつ出て次試合を担当する。（棄権で試合がなくても）
 - ③ 塁審ができないチームは、大会運営協力費として5千円を協会より請求する。

- (9) フィールドインギンは、後攻チームから行い、5分間とする。状況によって省略することがある。
- (10) 試合は7回とし、3回・4回・5回オフィシャルルールに基づきコールドゲームとする。
試合時間は1時間10分（トーナメント戦・リーグ戦）とし、それ以降、次の新しいイニングに入らない。
- (11) 延長戦は行わない。同点の場合、トーナメント戦は抽選にて勝敗を決定する。リーグ戦は引分とする。（但し、トーナメント戦の決勝は、勝敗を決するまでとする。）
- (12) その他のルールは、その年度オフィシャルソフトボールルールによる。

4. 試合中の注意事項について

- (1) 審判員は、ベンチや選手、応援者のヤジが好ましくないと判断したときは注意する。
- (2) 走者に対するベースコーチの意味のない声（例えばリーリー、ゴーゴー）は禁止する。
- (3) 試合のスピーディーな進行するように両チームは心掛けること。攻守交代は駆け足で行う。
- (4) ベンチ内で絶対に飲食及び喫煙をしないこと。喫煙は指定場所以外、禁止とする。
- (5) 試合中、選手は理由なく球場外に出てはいけない。
- (6) ベンチ入りは、登録した監督・コーチ・選手・スコアラー並びに私服者3名以内とする。
- (7) ファールボールを拾うのは、原則としてベンチ側とする。
- (8) 危険防止のために、ラフプレーをしないように両チームとも心掛けること。
- (9) 不正投球等のルールに疑問がある場合は、その年度オフィシャルルール・競技者必携による。

5. その他、確認事項について

- (1) 雨天のため球場の使用可否の判断に迷うときは、下記の協会事務所へチームの代表者が問い合わせる。午前7時15分～午前9時00分の時間とする。
協会事務所：門前堂スポーツ店 電話76 - 3234
※他の時間帯は、直接球場に行って確認のこと。
- (2) 試合を棄権する場合は、その三日前（木曜日）までに下記の大会担当者へ必ず連絡し、相手チームにも連絡すること。

主催大会総括 本多里志

トーナメント戦 担当者	リーグ戦 担当者
主任 加島 信之	主任 田村 達夫
市川 森康	清水 規高
長澤 三人	巖谷 文一
鈴木 義弘	長谷田 智丈
月井 敬浩	仲村 まさと

- (3) 自家用車は、所定の駐車場に駐車すること。
- (4) 大会申込書は、締切日までに必ず指定場所に申し込みをする。
- (5) 大会中の負傷などについて応急処置はするが、その後の責任は負わない。
- (6) 登録チームは「スポーツ安全保険」に加入すること。
問い合わせ先 東洋アリーナ安城（安城市体育館内スポーツ課 電話75 - 3535）